

特定健康診査受診者の大腸がん検診受診推進事業に関する Q & A

〈無料区分が複数ある場合について〉

Q 1 非課税世帯で同時受診制度対象者の方がこの制度を利用して受診される際は、どちらの制度を優先すればよいのでしょうか。

A 1 どちらの制度をご利用いただいても構いません。受診者の方の非課税証明書のご持参の有無や他のがん検診の受診状況に沿って、利用制度をご選択ください。特定健診と大腸がん検診のみを受診する場合は、大腸がん検診同時受診事業を優先的にご利用ください（市民の方が非課税証明書を取得する手間とコストを削減できます。）。

〈大腸がん検診の二重検診について〉

Q 2 他施設で大腸がん検診を受診された方が、特定健康診査受診券の配布後に大腸がん検診を受診したことを忘れ、同時受診制度を利用して再度大腸がん検診を受診する場合、費用を請求してよいのでしょうか。

A 2 市のがん検診の同一年度の二重受診については、健診実施機関様が二重受診の事実を認識していない限り、通常通りご請求いただけます。受診履歴については、同一年度内に同一の健診実施機関様にて2回以上の受診履歴がないか可能な範囲でご確認をお願いいたします。二重受診後の本人とのやり取りは市で対応します。

〈検体未提出の場合の容器代の取り扱いについて〉

Q 3 大腸がん容器をお渡しする際に容器代を検診料としていただいております。他の医療機関で同じ方法で実施しているところを教えてください。

A 3 自己負担額と検体未提出時の容器代の相殺について、個々の医療機関や健診センター等の事務処理方法を本市では把握しておりません。70歳以上、非課税世帯、生活保護受給等他の無料区分に該当する方の処理にならない、自己負担額を受け取らない場合の容器代の請求方法を検討してください。

〈受診日や申込み日が異なる場合の取り扱いについて〉

Q 4 お申込みは同時でしたが、受診日が異なっていました。その場合は、自己負担金の処理はどのようにすればよろしいのでしょうか。

A 4 受診日が異なっても、同一月内での受診であれば、自己負担金を無料としていただいても構いません。また、受診日が月末・月初と月を跨いでしまった場合であっても、各受診日の範囲が1か月以内であれば、無料対象としていただいても結構です。

Q 5 大腸がん検診の申込み後、特定健康診査の申し込みをしてきた方がいました。この場合、大腸がん検診分の自己負担金を無料とすることは可能でしょうか。

A 5 同一月内での実施で、受診状況が確認できる場合は、無料としていただいても構いません。